

サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

サン・あもりの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

サン・あもりの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | |
|-------------------------------|--------|--------|
| 1,600円 | 1,600円 | 2,140円 |
| 1,600円 | 1,600円 | 2,140円 |
| 1,600円 | 1,600円 | 2,140円 |
| 3,200円 | 3,200円 | 4,270円 |
| 1,600円 | 1,600円 | 2,140円 |
| 1人1時間につき220円（回数券11枚つづり2,200円） | | |
| 1人2時間につき320円（回数券11枚つづり3,200円） | | |

」を

「

| | | |
|-------------------------------|--------|--------|
| 1,280円 | 1,280円 | 1,720円 |
| 1,280円 | 1,280円 | 1,720円 |
| 1,280円 | 1,280円 | 1,720円 |
| 2,560円 | 2,560円 | 3,420円 |
| 1,280円 | 1,280円 | 1,720円 |
| 1人1時間につき210円（回数券11枚つづり2,100円） | | |
| 1人2時間につき310円（回数券11枚つづり3,100円） | | |

」に、

「

| |
|-------|
| 240 円 |
| 120 円 |
| 120 円 |
| 60 円 |
| 80 円 |
| 40 円 |
| 240 円 |
| 120 円 |

」を

「

| |
|------|
| 280円 |
| 140円 |
| 140円 |
| 70円 |
| 100円 |
| 50円 |
| 270円 |
| 140円 |

」に改め、備考4を次のように

改める。

4 使用者が冷暖房を使用する場合（体育館の専用使用に限る。）の使用料は、次に掲げる額とする。

(1) 体育施設 1時間につき 1,050 円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後のサン・あもりの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。